

### 広島銀行に対する商標権侵害訴訟の提起のお知らせ

アルヒ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長 CEO 兼 COO：浜田 宏、以下 ARUHI）は、2018年5月29日付で、株式会社広島銀行（本社：広島県広島市、以下 広島銀行）に対して、商標法及び不正競争防止法に基づき、広島銀行の住宅ローン商品に「スーパーフラット35」という名称を使用することの中止等を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

#### <訴訟の経緯>

- ARUHI は 2016 年 10 月に「ARUHI スーパーフラット」の取り扱いを開始、2017 年 3 月に商標登録（登録番号 5935596 号）。
- 広島銀行が 2018 年 5 月 7 日より〈ひろぎん〉住宅ローン「スーパーフラット35」の取り扱いを開始。
- ARUHI は複数回にわたり広島銀行に書簡を送付し、「スーパーフラット35」という名称の使用中止等を求めたが、広島銀行から、ARUHI の要望には応じないとの回答を受領。
- 2018 年 5 月 29 日、ARUHI は、商標法及び不正競争防止法に基づき、広島銀行に対して、住宅ローン商品に「スーパーフラット35」の名称の使用中止等を求めて、東京地方裁判所に訴訟を提起。

ARUHI は、当社の商品・サービスに関する知的財産権を極めて重要な経営資源と位置づけており、当社の知的財産権を保護するため毅然とした態度で臨んでまいります。

#### <ご参考：「ARUHI スーパーフラット」について>

ARUHI は、2010 年度より 2017 年度まで、【フラット35】の実行件数が 8 年連続で第 1 位<sup>※1</sup>を達成しています。多様化するお客さまのご要望にお応えするため、2016 年 10 月に従来の「ARUHI フラット35」より金利の低い【フラット35（保証型）】の住宅ローン、「ARUHI スーパーフラット」<sup>※2</sup>の取り扱いを開始、同時に新聞や Web を使ったプロモーションを展開しました。2017 年 10 月にラインナップを拡充<sup>※3</sup>、2018 年 4 月には「ARUHI スーパーフラット借換」の取り扱い開始、その結果、「ARUHI スーパーフラット」の構成比は既に ARUHI の全期間固定金利商品全体の約 20%に達し、全体の実行件数を押し上げる原動力となっています。

※1 2010 年度-2017 年度統計、【フラット35】実行件数（当社調べ）

※2 現在の「ARUHI スーパーフラット8」。住宅の建築費または購入金額の 20%以上を手持ち金（頭金）としてご用意いただける方を対象

※3 「ARUHI スーパーフラット9」。住宅の建築費または購入金額の 10%以上 20%未満を手持ち金（頭金）としてご用意いただける方を対象

<本件に関するお問い合わせ先>

アルヒ株式会社 コーポレートコミュニケーション部：大久保・大野

Tel：03-6229-0820 / Fax：03-3584-5502 / Email：ccom@aruhi-group.co.jp

※お客さまからのお問い合わせ先：アルヒ株式会社 コールセンター Tel：0120-993-367

# ARUHI

## 【ARUHI 会社概要】

会社名： アルヒ株式会社（ARUHI Corporation）  
代表者： 代表取締役会長兼社長 CEO 兼 COO 浜田 宏  
本社所在地： 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー22 階  
創業日： 2000 年 6 月 9 日  
資本金： 60 億円  
業務内容： 住宅ローンの貸し出し・取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務  
URL：  
<https://www.aruhi-group.co.jp/>